

移住業務に関する若干の考察 (試論)

移住業務を考える会



JICA LIBRARY



1023971[3]

| | |
|------------------|------|
| 國際協力事業団 | |
| 受入 月日 84.5.21 | 000 |
| 登録No. 06219 | 23.4 |
| | EPS |

は じ め に

国際協力事業団の移住業務にたずさわる若手職員（メンバー後掲）からなる「移住業務を考える会」は、今後の移住業務をどのように展開してゆくかを考える目的で昭和55年4月から、56年3月までの1カ年間討議を続けてきた。その結果をとりまとめたのが本考察（試論）である。討議が未だ不十分な点もあり、今後さらに検討を要すべき事項も多いが、移住業務に関係される各位のご意見、ご批判を賜わり、本試論が今後の移住業務に僅かでも役立つならば幸いである。

移住業務を考える会

目 次

| | |
|------------------------------|----|
| 第1章 総 論 | 4 |
| 1. 移住をとりまく情勢の変化 | 4 |
| 2. 移住行政とその機構の変遷 | 6 |
| 3. 移住および移住業務の考え方 | 13 |
| 第2章 J I C A 移住業務の検討 | 16 |
| 1. J I C A 移住業務の対象範囲 | 16 |
| 2. J I C A 移住業務の考え方 | 20 |
| 3. J I C A 移住業務の実施について | 22 |
| (1) 移住知識普及・送出業務 | 22 |
| (2) 移住者援助業務 | 31 |

要 約

1. 移住知識普及・送出業務（P 21）

(1) 移住知識普及業務（P 22）

- ア 移住広報は、行事開催の告知広報等を中心に国民の移住相談を受け付ける機関（JICA）の存在とその所在地を周知すればよい。
- イ 啓発活動、行事は、JICA他業務とも連繫し、総務部広報課を窓口に総合的に実施すべき。
- ウ 相談は、希望者がJICA事務所に来訪するのを原則とし、従来の「夜間映画・相談会（説明会）」は効率的に容認出来る場合のみ開催。

(2) 移住者訓練・講習業務（P 25）

- ア 養成訓練は実施しない。移住に関する知識や現地事情の講習会的なものを関係団体が実施する場合JICAは経費補助を考える。
- イ 渡航前訓練は内容等の充実に努める。
- ウ 現地訓練・講習は整理し、訓練・講習としてでなく移住者への援助として体系化する。
- エ カウンター・パート研修は、現在までの効果測定を早急に実施し、効果的制度として拡充する。これも訓練講習でなく移住者援助と考える。

(3) 移住者送出業務（P 28）

- ア 書類作成や手続指導は旅行代理店等の活用によりJICAは基本的指導のみを行うべきである。
- イ 移住者適格通知書の発給については「事業団扱移住者」の基礎となるものであり、発給の根拠、発給範囲等早急に整理すべし。
- ウ 現行渡航費支給は廃し、カナダ、オーストラリア向移住者も含めた支給制度を考えるべき。（渡航費というよりは餓別金、奨励金的性格）なお、新制度においては移住協定国向とその他の国への移住者により支給に二段階をもうけてもよい。
- エ 支度費、集結旅費の支給は廃止する。
- オ 計画便はグループ渡航の便を計るべく継続するが、これの利用は移住者の自由とし、引率員は廃止する。渡航前の海外移住センター集結は不用、計画便利用者の成田集結（一両日前、ホテル利用）で充分である。

2. 移住者援助業務（P 31）

(1) 日系社会人材育成業務（P 32）

- ア 日本（語・文化）を一つの中心とする二言語・二文化性を持った人材育成事業とし教育、技術研修、日系団体育成の面から業務の整理、体系化をはかる。
- イ 現地教育については相手国政府の合意のもと、日本人移住者の多い地域への教育施設（体育館・プール等も含め）、教材の援助（中等教育程度まで）を充実する。

- ウ 日本語教育については「日系人のための日本語教育」という考え方を確立し、その総合的体系化のための研究を始めるべきである。
- エ 技術研修については、移住者訓練業務のカウンター・パート研修で述べた通りで拡充を計るべきである。
- オ 日系団体育成については、各団体運営を担う人材の育成に関し、JICAは補助する。
- カ 既存業務については、次の通り整理する。
- (ア) 日語指導教師の派遣（2ヶ年）は廃止し、現地日語教師育成の方策を別途考える。
 - (イ) 既存集団入植地を対象とするスクールバス購入、学生寮建設補助は早急に終了せしめる。
 - (ウ) 教員確保のための謝金支給は当面必要とは考えるが、長期的施策とはしない。
 - (エ) 育英助成（奨学金）は、貸付制度に移行し、将来は教育基金として現地日系団体に運用させるべき。
 - (オ) 青年教育、社会教育は、教育対策としてはこれを廃止する。
 - (カ) 営農普及指導については、現地農業団体に委譲し、JICAは指導者養成等の援助をそれぞれの団体に行なう。「移住地子弟先進地研修」「研究グループ育成」「農村青年研修会」等は内容の充実につとめる。
- (2) 生活困窮者対策業務（P37）
- ア バラマキの援助施策ではなく、事業団抜移住者の範囲内で生活困窮者対策を考えるべきである。なお、本業務の対象移住者は、渡航後5年以内のものとする。
 - イ 具体的施策としては、①生活更生資金 ②職業訓練経費補助 ③手工芸技能指導者派遣 ④生活相談指導員派遣、等が考えられる。
- (3) 地域開発援助業務（P38）
- ア 集団入植地をJICAが取得し、そこにむけて農業移住者（雇用農を含め）を送出するという考え方を捨て、地域開発援助業務を先行させ、これに日本人移住者を入植させる（現地入植も含め）方式を考える。
 - イ 従来のごとき移住者個人への援助は考えず、地域開発プロジェクトへの援助を基本とする。
 - ウ プロジェクトに付随する制度融資（個人・団体）を考える。
 - エ 援助地域選定のための一連の調査（プロ・ファイ、実施協議、プロジェクト設計）を実施する。
- (4) 既存集団入植地整備業務（P41）
- ア すでに述べたものを除き、主なものを列挙すると次の通り。
 - (ア) 道路は幹線・主要支線の仮舗装までをJICAの補助対象とし、維持管理は順次、受益者団体に移す。
 - (イ) 試験場はそう遠くない将来、現地政府に譲渡し、JICAは技術協力の面でタッチすべき。
 - (ウ) 融資は現地融資への切換えを進め、団体融資の貸付限度額は改善すべき。
 - (エ) 生活改善指導、治安対策、特約医制度等は早急に廃止する方向で検討すべし。

(オ) 巡回診療は、日本からの医師の参加による風土病等の研究といったことも考え、当分の間継続する。

イ 移住対策確認調査チームを派遣し、援助内容や必要度（実施順位を含め）を調査し、業務実施計画を作成する。

移住業務に関する若干の考察

第1章 総論

1. 移住をとりまく情勢の変化

全世界的な人的交流はますます盛んになって来ているが、移住者送出国とその受入国が固定され、人の流れが一方向のみに限られるということは少なくなっている。即ち、過去においては、ヨーロッパやアジアの旧世界から南北アメリカ、オーストラリア等の新世界への移住の流れが自然であり、次の点がその理由と考えられる。

- ① 人口の多い地域から少ない地域への物理的な人の流れ。
- ② 既成の体制社会から体制にしばられない自由を求める人の流れ。
- ③ 新世界が国家発展に必要な技術、技能を旧世界に求めた人の流れ。

しかし、旧世界側の経済発展および人口増加率の低下等により、主としてヨーロッパにおいて移住送出パワーが減少したこと、又、受入側である新世界諸国（特に中南米）における人口増およびそれに併う労働力余剰があらわれるに到り、受入移住者により高度な技術、資質を求めるようになったこと等により、旧世界への大量移住時代は終り、現在ではより高度な技術、技能を有する人材がその需要に応じて移動する時代になっている。

→旧世界側の人口過密による送出圧力と共に新世界の絶対的人口不足も吸引力として働いた。

→開発初期においては技術、技能よりも労働力としての移住者が受け入れられたが、社会の整備が進むと共に新世界の要求するマン・パワーは質的に高いものとなった。

→近代移住のピークは、20世紀初頭といわれ、1891年から1920年のヨーロッパ諸国からの出移民は年平均910,700人となっている。

又、我々は移住という言葉から海を越えての移住（Inter-continental）を想定するが、これとは別に現代では夫々の域内におけるかなり自由な労働力の移動（季節的な移動も含め）が見られるのが特徴となりつつある。

→ヨーロッパ域内、カナダ、アメリカ、メキシコの北米地域等。

勿論、今世紀前半までにみられた大量のマン・パワーの移動の時代は去ったとはいえ、いまだ難民をも含めてかなりの量の人の流れが現在においても存在することを知る必要がある。移住者の受入地域についてみると、中南米諸国の移住者受入数は近年著しく低下しておりカナダ、アメリカ、オーストラリアといった国とは受入数においてスケールが格段に違う点を認識しておく必要もある。

→中南米諸国の経済発展レベルが未だ低く、産業の労働吸収力が低いともいえる。

一方、戦後の日本からの移住についてみると以下の通りである。昭和27年の戦後移住の再開以降10年位は移住者の数もかなりな数に昇り、国内の諸情勢も移住者送出国の諸条件をそなえており、国政運営上も移住者送出国を政策目標とする必然性もあったため、見方によっては行政側が積極的な移住推進施策を採用していたと見ることも出来る。

→海外引揚者による人口圧力および農村疲弊による人口保養力の減少のため、人口政策としての海外移住推進が必要とされた。

しかし、その後は日本経済の高度成長にともなう労働力不足を理由とした海外移住への消極的な姿勢が経済界や行政の一部にも見られるようになり、又、移住受入国の選択的受入制度の強化等ともあいまって海外移住数が減少した。こうした状況下における移住の政策目標、もしくは理念をまとめると概略次のようになるだろう。「国民の海外移住の意志もしくは希望については基本的人権の一つと考えこれを阻害せず、又、彼等の判断、移住の決意に誤りがないようにするため必要に応じ相談もしくは情報の提供を行う。一方、既移住者に

については彼等が日本を相手国との友好に資する点が多いことをも勘案し、その定着、安定への援助施策を推進する。」

戦後移住を別の角度から見ると次のような変化が見られる。

(1) 日本人の海外移住は主として農業労働力又は農業者としてのものが伝統的で戦後もこの傾向は見られた。このことは移住者受入側のニーズにも合致していた。しかし、近年受入国側の移住者に課する要件が高まったこともあり、いわゆる技術移住者中心に変わりつつある。

→花嫁を中心とした呼寄せ移住がかなり高い率を占めているのも戦後移住の特色であろう。(アメリカ、オーストラリア等)

(2) 従来の移住者が主として農村部からのものであり(農業移住者中心)家族員数も多かったが、これが都市部出身は農村部が多い)からの移住者(技術移住者)が中心となり家族員数も少なくなっている。

→農業移住の中心が雇用農となったこともあり、独身者の移住が増えている。

(3) カナダ移住やオーストラリア移住の門戸が開かれたことにより、移住が土地に結びついた永住的なイメージから離れ、海外就職もしくは青年時代の一体験としてのテンポラリーな海外生活といったイメージが生れた。

→行政側の対応は現在も南米向農村移住者を基本としたものの域を出ていない。

このことは、移住相談者の大半を20才代の男女(学生も多い)が占めることにより顕著である。

2. 移住行政とその機構の変遷

明治時代の移住は、ハワイそれに続く北米(合衆国、カナダ)への移住の時代であり、これと平行して少数ではあるが、オーストラリア、ニューカレドニア、フィリピン等南方への移住があった。

→ソ連邦沿岸州への移住者がかなり出ているが通常一般的な移住者と

| | |
|---|--|
| <p>ハワイ移住については当初官約移民として政府が移住事業の当事者となったが、以後これを国策会社ともいえる移植民会社に委ね、移民保護法を制定した。しかし、明治時代の後期にはアメリカ（ハワイを含む）カナダにおける人種差別的な移住者受入制限もあり低迷期に入った。しかし、日本側の送出パワーはおとろえることなく大正時代から昭和初期まで新しい移住先を南米諸国に求めて海外移住の高潮時を迎える。この時代（大正期）から、ブラジル国内において日本人排斥の動きもあったが、具体的な移住受入制限は昭和9年の2分制限法の制定に見られ、移住者数も減少した。昭和17年以降は第二次大戦に突入、昭和27年の戦後移住再開までは移住の中断期となる。大正時代初期までの政府の移住施策への対応は、「移民保護法」(1896年制定)の活用および移植民会社の監督指導等による移住者保護の立場であったが、南米移住（主としてブラジル移住）の隆盛期を迎えてからは政府内部の移住施策も充実整備されてゆく。この施策により移住者の渡航に要する経済負担は著しく軽減されることとなり、これは政府の移住奨励策と見ることが出来る。このことは移住者の数がある程度の規模で継続するには国内の送出パワーおよび受入国の情勢もさることながら政府の奨励の有無も大きな要因となることの証左ともいえよう。ただこの時代と現代においては日本の政治経済の状況も著しく異なるためこのことが現在にもあてはまるかどうかは疑問である。一方植民会社についてみれば移住の主流であるブラジル移住の扱い会社が、大正9年（1920年）には海外興業株式会社（以下「海興」とする。）に一本化され、翌年には政府がこの海興に補助金を出し海外移住思想の普及、宣伝と訓練構習、移住者保護にあたらしめるようにした。又、大正時代には各県に海外協会が設立される気運にもあった。</p> <p>戦後の移住再開はブラジル向移住の昭和27年であるが、これは民間の手によるものであった。この時代における日伯双</p> | <p>考えられていない。</p> <p>満州移住等日本の占領地への移住は統計的には海外移住とみなしていない。</p> <p>移住施策として特筆すべきものは次の通り。</p> <p>①渡航費の補助（1925）②支度金の支給（1930）、③海外移住組合法の制定（1927）、④外務省移民課の新設（1891）、⑤移民会社の手数料政府負担（1925）、⑥神戸移民収容所設置（1927）、⑦神戸までの集結旅費半額負担、⑧拓務省の設置（1929）</p> <p>※昭和2年の海外移住組合法の制定により自営開拓移住の道が開かれた。</p> |
|---|--|

方の移住送出パワーおよび受入パワーについてはあらためて述べないが、ブラジルの奥地開拓のための入植が主であった。ブラジル側の受入体制も不十分であり、又、日本政府の移住者援護の方針も不確実なままに奥地開拓の前線に日本人移住者が参画していったことは不幸であったかも知れない。昭和29年には公益法人の日本海外協会連合会（以下「海協連」）が設立され、地方海外協会の活動とあわせ移住業務の第一線機関として活動してゆく。海協連は在外にも支部を置き、移住者の送出のみならず受入業務の強化をもはかってゆく。一方、昭和30年に設立された海外移住振興株式会社（以下「移住振興」）は、現地における入植地取得、造成および融資業務を開始した。昭和28年には外務省移民課の設置、昭和28年神戸、31年横浜の移住あっせん所の開設と国の移住施策も具体化してゆくのである。また、外務省は移住業務を円滑ならしめるため南米4ヶ国と移住協定を締結した。

→ 1956年ボリヴィア、1959年パラグアイ、1960年ブラジル、1961年アルゼンティン、（協定の趣旨）①送出、受入両国の利益確認、②移住を道しての両国の友好親善関係の強化、③移住を政府間ベースに乗せ安定かつ円滑な計画的促進、④移住者の技術等の活用による受入国の経済発展、⑤移住者の保護（最恵国待遇、税法上の特典等）、⑥混合委員会又は合同協議会の設置。

しかし、昭和30年代前半をピークに移住者数が減少傾向に入った。この傾向は主としてラ米諸国向移住（ブラジル）に著しい。この原因として「わが国民の海外発展」（外務省領事移住部）においては次の点が掲げられている。

- (1) 終戦海外引揚者層の海外再移住が一応完了し、新たな移住層の形成過程に入った。一方、受入側のブラジル各入植地の受入れ体制が限度となり、又、既移住者の成積

も必ずしも芳しくなかった。

(2) わが国経済の発展に伴い、労働力が海外に流れ出る前に国内産業へ吸収される傾向が強かったこと。他方受入国側が単純なる労働力の移入を望まなくなり、選択的受入れ方針を強化してきたこと。

→ 選択的受入の強化はブラジルの、
① 極東選考事務所の設置(1965)、
② 農業移住者の5千ドル携行条件(1964)、
③ 学歴・技術経験年数等による厳選等に顕著。

(3) 国内経済の高度成長に伴う国民生活水準の向上により、海外移住に対する一般の関心が停滞し、潜在移住者の顕在化が鈍って来たこと。

(4) カナダ、米國など先進国への移住を選好する傾向が顕著になったこと。

さて、戦後移住推進の実務機関であった「海協連」および「移住振興」は、1963年解散し、海外移住事業団（以下「移住事業団」）がその業務を継承した。「移住事業団」設立の経緯は概ね次の通りである。即ち、第二次大戦後の移住再開の当時は、日本もいまだ戦後の混乱期にあり、経済的にも豊かではなく、活動の場をもとめて海外に移住しようとする意欲も強く、又、海外進出への途がようやく開かれたということもあり、海外移住行政についての基本的検討が充分なされることなく移住者送出数の増大に目が向けられていた。昭和37年頃になると日本も社会的平穏と経済的安定、成長を得ることとなり、移住行政の見直し、基本理念の確立等の必要性が言われるようになった。同時に、この頃より移住者数の激減現象が見られ、これに対する行政側の対応もさげられるに至った。こうした背景のもと政府は海外移住審議会に対し、「海外移住に関する基本的な法律制定の基礎となるべき海外移住および海外移住行政に対する基本的考え方について」諮問し(1962.4)、審議会は同年12月に答申書を提出した。この答申は、第1章日本の海外移住及び移住政策に関する基本的な考え方、

第2章移住政策のあり方、第3章実施体制、第4章主要懸案事項に関する措置、第5章法形式よりなり、この第3章において明確に「海協連」「移住振興」の統合、新事業団の設立を答申している。この理由として答申は次の通り述べている。

「現在移住実務機関が競合して、これに国の補助金が分散し、行政機構の多元性とあいまって、事務の渋滞、国費の無駄、資金効率の低下、方針の不統一等の結果をもたらしている。」
こうして移住の実務機関が公的機関として設立されたが、この事業団の目的は「移住者の援助及び指導その他海外移住の振興に必要な業務を国の内外を通じ、一貫して効率的に行うこと。」（海外移住事業団法第1条）となっている。しかし、この時同時に検討された海外移住の政策目標といったものを示す基本法令については結局制定されずに終り、

行政の方針もしくは行政の範囲というものが不明確なまま放置されることとなり、移住業務の性格をあいまいなものとしている。即ち実務機関である事業団の実施する諸施策が、国の移住行政の方針や範囲を規定するということとなった。そのため基本的な方向付けよりも実務が先行することとなり、この実際業務にあとから理念をつけてゆくということが繰り返かえされてきた。それ故現在実施されている移住業務を見ると総体として非論理的であるといえよう。

日本の経済発展は国民に一応の豊かさを与えたが、そのことは又、国民の海外移住への意欲を低減させた。人間の行動様式が多くの場合自己の経済的向上という原点を持つことは否定出来ない。このことは移住の動機を考えてみる場合にも同

→外務省等内部的には「海外移住法」といったものが検討されたようである。

→事業団の扱う移住先国の範囲、中南米諸国への移住者（特に農業移住者）に集中する移住者援護体制、移住業務の中心を既移住者の援護に置く点等はここでのいう非論理性そのものである。

様で日本の生活水準が低い間は相対的に移住を志向する者の数も多かったといえよう。

というより経済的に日本社会のどんずまりに追い込まれた人々にとっては日本でない土地というものがすべて現状脱出の可能性であったというのはいいすぎであろうか。その意味で最近の移住希望者の意識構造を研究してみる必要はあろう。ともかく近年国民の側の移住への意欲というものが、せっぱつまったものでないだけに移住に関する行政需要は低下したといえるし、行政の側にも従前のように移住を政策の一つとして推進する必要性は少なくなったともいえる。こうした状況の中で、「移住事業団」の組織規模は行政需要を上回るとの意見が出され行政改革の名でこの組織と人員の縮少、削減がなされた。この場合先にも述べた通り移住行政の方向と範囲が不明確なため「移住事業団」の業務評価は移住者数（特に南米向移住者数）のみではかられることとなり、これが減少すればその数に応じた組織、人員の規模をどうするかという以前に移住実務機関そのものが不用との意見が幅をきかすこととなる。

こうした考え方を受けたかどうかは別として「移住事業団」は1974年8月国際協力事業団（以下JICA）に統合された。JICA団法は目的の中で「……並びに中南米地域等への海外移住の円滑な実施に必要な業務を行ない、もってこれらの地域の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とする。」と述べている。枝葉末節に類するが、

→移住行為の要因として次の3点が考えられる。

①経済活動として、②社会活動（政治、宗教等）として、③自己主張として、

→憲法第22条第2項「何人も外国に移住し、又は国籍を離脱する権利を有する」は、積極的な移住振興は意味せず、現旅券法の精神はこの権利を保障している。

移住者への援助、指導の業務を明確に記し、海外移住の振興に必要な業務を実施することを目的とした「移住事業団」団法と、本団法との間には微妙な差があろう。更に「等」という語を含むとはいえ、移住先を“中南米地域等”と限定した意味は大きいといわねばならない。

ただ、移住事業団、JICAの移住業務について移住先国に対する制限は確かな取り決めはなく、慣例的に中南米およびカナダ、オーストラリアを取扱っている。又、1971年9月の海外移住審議会の答申は、「今後の海外移住は従来型のものより更に一步を進め、ある期間海外に生活の本拠を置く一般在留邦人をも含めたわが国民の海外発展という広い視野からこれを把握してゆくことが適切であり……」とし、移住者に対する考え方の拡大を示唆した。移住業務がJICAに統合されたことにより移住業務の位置付けが従前と変わってくることは当然である。

しかし、移住業務というものは移住者がより良い生活を築くために当該受入国に定着し、その国の社会に同化して行くことが出来るように援助すること以外のなにものでもない。これが経済協力や技術協力と並列し、相互補完して相手国への開発協力となることが望ましいということとなる。即ち移住や移住者を国際協力業務の手段、道具として利用しては絶対にいけないということは確認されている。移住者が幸せになりそのための施策が相手国の開発にも役立つものであれば最善であるが、相手国への開発協力の一手段として移住業務が発想されることは本末転倒であろう。

→国際協力事業団の他業務の対象が主として開発途上国であることを考慮すればその意味は重大である。移住先に関する日本国の制限行為は基本的には存在していない。

→コンセンサスが得られているわけではないが。

3. 移住および移住業務の考え方

「移住」とは何か？という単純な問いに答えることは難しい。特に国が行政の範ちゅうに移住を含んでいる以上、ここではその行政の対象範囲という面から移住の定義付けを行っておきたい。一般概念としては「①住所を移すこと、②他の土地または国へ移り住むこと（一民）、③ (migration) 開拓・征服などの目的で種族、民族などの集団が或る土地へ移動・定住すること。」(広辞苑) われわれがここで考えようとする海外移住の概念は "②他の国へ移り住むこと "

でまずくられるであろう。この文言の内に次の点を含ませてみればこの概念はもう少し明確になるだろう。まず "他の国" の範囲である。一般概念としては日本以外の全ての国ということになるが、行政の範囲という枠で考えれば何らかの制限が生れるかも知れない。次に移り住む期間であるが、永住か Temporary かということである。Emigrationの意には "for permanent residence" という概念があるようだ (Oxford dictionary) ここでは一応永住と考えたい。最後に、何のために移り住むかという移住の動機、又は目的であるが政治亡命や難民扱いによる者を除いて先の2つの要件を満たせばこの点についてはあまり考慮する必要はないと考える。以上の点から「移住」の概念を最もシンプルに次のように規定したい。

- ①地域的制限
- ②時間的制限
- ③動機的制限

→ 国際労働事務局に対する日本政府の回答 (1925年) 「移民とは、永住の目的をもって労働に従事する為外国に渡航するもの」

「移民保護法」(1920年改正) による定義

「本法に於て移民と称するは労働に従事する目的をもって清韓両国以外の外国に渡航する者及其の家族にして之と同行し、又は其の所

即ち『永住の目的で自国以外の国へ合法的に移り住むこと。但し、その目的は原則として問わない』さて、移住が行政サービスの対象となる場合、こうした広い概念を全て包括可能かどうかということになる。移住に関する法律は明治時代に制定された「移民保護法」があるだけであり、行政の側からの移住に対する定義はないといえる。一方、移住業務を行政レベルで実施する機関が存在する以上、この機関の業務範囲を定める法令（国際協力事業団法）の定めるところが一応の目安となるであろう。団法第1条の目的の内、移住の部分抜き出してみると「……並びに中南米地域等への海外移住の円滑な実施に必要な業務を行ない、もってこれらの地域の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とする。」となる。移住の概念については不明であるが、「中南米地域等への海外移住」という語句から事業団はすべての国への移住をその業務の対象にはしないという意志がうかがえる。この文句だけでは『等』というのがどの範囲を指し示すかは明らかでないが、海外移住事業団当時よりカナダ、オーストラリア、ニュージーランド等の移住を実際に扱い、又対象として研究、検討していた事実があり（海外移住事業団法による移住事業団の目的は「移住者の援助、指導その他海外移住の振興に必要な業務……」となっており、地域的制限はない）、JICAが移住事業団業務を継承したとすれば移住業務に関する限り、地域的制限をそれ程厳密に考える必要はないかも知れない。また、「海外移住の自由」という観念に立脚した『自由移住』を行政のベースとする限り、国が特定の地域に向けた

在地に渡航する者を謂ふ」

→「自由移住」と「強制移住」

“移住者がその自由な意志によって移住する場合を「自由移住」と呼び（送出国、受入国の一定の制限内におけることは云うまでもない。）国家の権力又は社会制度によ

もしくは特定の形態、特定の目的の移住のみを行政の対象とすべきではなく、ケースによる対応の差は認めても基本理念において差を設けるべきでない。更に云えば国民に対する基本的な行政サービスはその緊急性、必要性にあまり左右されることなく継続的に実施されることがより望ましいであろう。論理的にはこうした議論がなし得ても実際的にこうした考え方が受け入れられる余地は現状では少なく、後述する「JICA移住業務の検討」の項においては、JICAの業務対象移住者を制限せざるを得なかった。

次に行政が行なう移住業務の量と質について検討したい。基本的な行政サービスには実は限度がないものである。これを社会契約的に行政側と国民側がそのサービス水準を決定し、各個人の要求に一定の枠をはめているのが普通である。その場合サービスの受手一人一人にとってはそのサービスの量と質は常に不満足なものである場合が多い。移住業務についても一般的には不必要もしくは必要以上と云われているが移住者一人一人は大いに不満を持っている状態である。この種行政サービスがこの様な性格を持つ以上、行政側はサービスの Minimum Standard を示し、当事者およびその他の国民の了解を得る必要がある。次章においては移住業務の範囲について具体的な Minimum Standard を検討しつつ、現在の実施業務を整理し、今後の方向を考えてゆきたい。

って移住を強制される場合を強制移住と呼ぶ。”

第2章 JICA移住業務の検討

前章では総論的に海外移住について述べてきたが、ここでは移住実務機関としてのJICA移住部門が実施する移住業務について従来業務を見直し、又、新しい観点からの業務の方向を検討してゆきたい。

1. JICA移住業務の対象範囲

第1章では、海外移住を『永住の目的で自国以外の国へ、合法的に移り住むこと。但し、その目的は原則として問わない。』と定義し、海外移住の自由という観念に立脚した『自由移住』

を行政のベースとする限り、国が特定の地域に向けた、もしくは、特定の形態、特定の目的の移住のみを行政の対象となすべきでなく、ケースによる対応の差は認めても基本理念において差を設けるべきでない。と述べた。しかし、世界各国の移住者受入れの考え方やその手続きは千差万別であり、そのすべてを行政の対象とすることはまったく不可能であるといえよう。更に、ケースバイケースとして日本人の移住を認めている国と広く人材を求めて移住者受入れを認めている国や日本との間に"協定"を結び、日本人移住者の導入を求めている国とを同一に扱い、日本が施策をほどこすことが妥当とも考えられない。ここでは、海外移住に関連する法律を概観し、それとの関係からJICAの扱うべき移住の範囲について考えてみたい。

→「自由移住」を個人の自由意志に基づく移住と考えるならば、これに対応するものとしては「強制移住」となろう。「計画移住」(Directed)に対する"Spontaneous"は「自由移住」というよりは"非計画"もしくは"放任"という意味での自由を考えるべきである。

関連する法律を挙げると次の通りである。

①「旅券法」において旅券申請の添付書類として当事業団の発給する『移住者適格通知書』を認めており、又、これを所持するものに対する手数料の減額が認められている。(絶対条件ではない)

②「租税特別措置法」において、海外移住の場合譲渡所得等の課税の特例を認め、「国の行政機関が作成した計画にもとづき永住の目的をもって所得税法の施行地外へ移住するものとして政令に定める者」に対してこれを適用するとされている。

③外務省の「渡航費支給基準」において、「移住者援護業務の一環として、」ブラジル、アルゼンティン、パラグアイ、ボリヴィア、ドミニカ向けの『事業団扱移住者』であって渡航費負担能力の乏しいもののうち、総裁が適当と認める者には渡航費を支給することとなっている。

以上は国の施策として移住者への優遇措置を決めているが、その措置は全ての移住者を対象とはしておらず、概ね行政機関がその移住に関与した移住者を対象としているようである。よってこの対象範囲をもう少し明確にしてみたい。そのことにより当事業団移住部門を通じ、何らかの援助が与えられる移住の枠組みが確立されることが望ましいであろう。なお、海外における施策対象も施策の内容は別にして原則的にはこの範ちゅうで考える必要があろう。

次に、先に述べた①～③の法律関係についてももう少し掘下げてみたい。

(1) 「旅券法」について

この法律では、「渡航費の支払能力を立証する書類並びに渡航先及び渡航目的により特に必要とされる書類」として、『移住者適格通知書』を定めている。(但し、これを絶対条件とはしていない。)更に、旅券発給手数料の減額を、「労働に従事する目的で外国に渡航する者およびその家族」に対し、現行4,000円を1,300円にすると定め、

特に「国際協力事業団より渡航費の支給を受けるもの」については、これを300円に減額するとしている。

この1,300円への減額の趣旨は、「労働に従事する目的をもって国外に渡航するものに対し、でき得る限りこれが負担を軽減しその渡航を便ならしめる（外務省渡合第2274.S 27. 12. 22）」のが目的であるが、一般にはほとんど利用されておらず、ほとんどが事業団より『移住者適格通知書』の発給を受けた者に限られており、「適格通知書の取扱いに関する外務省通達」にも、これの持参者については手数料の減額措置を行うよう明示している。このことは事業団の扱う移住者をカナダ、オーストラリアを含め『移住者適格通知書』発給により明確に他の移住者から区分している。

(2) 「租税特別措置法」について

施行令で移住者の範囲を「移住の目的をもって所得税法の施行地外へ移住するものの内、国の行政機関が作成した計画に基づき、当該移住をするものであることにつき当該行政機関の認定を受けたものとする」と定め、この特例措置を受けようとする者が税務所に提出すべき証明書は、「移住に関する事務を所轄する国の行政機関のその者が、先の移住者の範囲規定に該当する旨」証明したものとされている。即ち、事業団の作成した移住者送出計画、渡航予定者名簿及び

→ 300円への減額はこの区分の移住者を特別枠で考えるというよりは渡航費支給とも関連し、「渡航費負担能力の乏しい者」といった認識にすぎない。

→ 移住者送出計画、渡航予定者名簿について現在は、中南米向移住者については渡航便毎の名簿が、カナダ、オーストラリアについてはその都度申請者の名簿を外務省、農水省、労働省にJICAから提

移住者適格通知書をもとに農水省又は労働省が証明し、最終的には外務省が証明するわけである。本法における「行政機関の作成した計画」についての判断において農水省は「南米協定国向移住者」と限定しており、労働省は外務省の承認するものについては認めるという姿勢

出している。

→証明申請書の回付ルートは農業移住者の場合「ICA→農水省→外務省、その他は「ICA→外務省→労働省」となっている。

である。外務省は事業団の適格通知書発給範囲には証明するので、労働省関係についてはカナダ、オーストラリア向移住者も証明を受け得る。

→オーストラリア移住者への「移住者適格通知書D」の発給については問題がある。

以上の通り「行政機関の作成する計画」とは「ICAの作成するものであることは明白であるが、農水省の判断「協定に基づく送出国向以外は公的なものと認めない」とするののも一つの考え方ではある。

(3) 「渡航費支給基準」について

渡航費の支給は原則的に、「事業団扱い移住者であって協定国向移住者」を対象としている。これは事業団扱いの移住者を他の移住者とは区分した上で更に「移住協定の存在を限定的に加えた考え方であり、その意味では「租税特別措置法」に関する農水省の考え方に近いものである。

以上の点を要約すると、「旅券法」の場合は移住者をほぼ同一の基準で考え事業団の扱うものに若干の便宜を与えているにすぎない。「租税特別措置法」の運用においては「事業団扱い移住者」(適格通知書発給者)を一応「計画移住」と認める点がかがえる。但し、農水省の考え方は協定以外には公的な計画を認めないという姿勢である。ただこの主張も実際的には「移住協定締結国への事業団扱い移住者」という区分の仕

方で"協定に認める移住であるかそうでないのか"という論議はされていず、その意味では明確な判断ともいいかねる。

「渡航費支給基準」の場合も特例以外は協定国向移住者の範囲内という判断であろう。但し、外務省の姿勢としてはカナダ、オーストラリアを準公的移住という見方をしており、中南米およびカナダ、オーストラリア移住者を対象とした諸施策を認めていることから、渡航費支給の範囲のみをJICA業務の対象とするという狭い考え方にはたっていない。

以上述べて来た点から結論として、日本側が"公的"と認める移住の範囲、即ち、JICA業務の対象となる移住の範囲は、事業団が『移住者適格通知書』を発給する範囲と規定するのが妥当であろう。現時点で当事業団が『適格通知書』を発給している範囲は、中南米向移住者およびカナダ、オーストラリア向移住者である。移住先として主要な位置を占めるこの南米四ヶ国およびカナダ、オーストラリアに関しては日本側が一方的に『適格通知書』の発給範囲としているのではなく、移住協定があるか、もしくは相手国側も日本側の協力を望んでいるものであり、実際的にもJICAと相手国公館との協力関係が確立されている。こうした点から「JICA業務の対象となる移住とは、事業団が移住者適格通知書を発給し、その移住に何らかの援助を行う移住のことであり、地域的には中南米諸国およびカナダ、オーストラリアへの移住を考える。」と定めることに問題はないだろう。

なお、この移住の範囲は、移住統計等との関連からも「事業団扱移住」(又は「事業団扱移住者」と呼び慣すこととしたい。

2. JICA移住業務の考え方

事業団の移住業務は全体的には移住希望者、移住者への援助業務であるといえる。勿論援助とはいっても移住相談者に対する情報の提供、相談業務から、移住決定者の送出に関する各種援助(渡航費支給、引卒員等)海外における融資や社

会基盤整備といった援助業務まで内容は様々である。移住者援助は元来国の施策にはなじまないものであろう。移住者は自己の判断にもとずき、自分自身の責任において「海外移住」という一つの人生選択を行うのである以上この移住者の選択に国が何らの援助を行なうことは国が移住者の選択により利益を受けるという前提がなければならない。日本の場合過去はともかくとして、現在では国は国民が移住する自由を保障するという基本姿勢である。こうした姿勢である限り国は海外移住に関し何らの施策を行う必要はないのかも知れない。ただ、次項で述べる如く国は直接移住者に何らの役割や国への利益を期待はしていないが、移住者が移住先に定着安定することによる波及効果や国民が海外移住に関して各種の情報を必要としている点に鑑み、何らかの施策を行うことは行政サービスや潜在的国益追求の面から容認し得るかも知れない。即ち移住先国における援助は、次項に述べる日系社会人材育成業務及び生活困窮者対策業務については事業団扱移住者に対して行うこととし、従来実施して来た援助であっても今後は原則的には地域開発援助業務の対象地域に移住する（現地入植の場合も含む）場合以外は実施しないこととする。この結果技術移住者やカナダ、オーストラリアへの移住者、開発援助地域以外への農業移住者への援助は従来よりレベルダウンとなる。この前提にたつて現在 JICA 移住業務を、国内における業務及び移住先国における業務に二大区分して検討してみたい。なお国内における業務を「移住知識普及・送出業務」移住先における業務を「移住者援助業務」と称することとしたい。この両業務に関するいくつかの考えを思いつままに記すると以下の通りである。

- ① 移住知識普及、相談、送出（送出のための訓練講習を含める）は、日本国民への行政サービスという面でのみ論ずることができるが、移住先国での業務は単にそれだけでは考えられない面を含んでいる。即ち移住者援助業務については、移住者個人への施策であると同時に移住

者の属する地域団体への施策ともなりこの面から JICA 業務の技術経済協力を中心とした国際協力事業と結びつく可能性が大であり、今後はその面からのアプローチも一つのあり方として検討してゆかねばならない。

② 移住知識普及、送出業務は日本を出発するまでの行政サービスとして基本的には移住先による施策の差を設けるべきではない。しかし移住者援助業務については、①でも述べた如く移住者個人への援助でない面もあり、移住先や移住形態に応じての必要かつ相手国への協力関係に照してその質と量に差を設けることは妥当であろう。

③ 移住知識普及、送出業務は主として情報提供業務であるのに対し、移住者援助業務は主として技術資金援助業務である。この技術資金援助の移住先地域への波及効果が期待されている点は前者との違いとなる。

移住者援助業務が後進地域に過去に移住した者に対する後追いの施策と考えるのではなく今後移住する者に対する移住先での施策と考えてゆくことは当然であるが過去の経緯からこの後追いの援助業務も無視することは出来ない。

3. JICA 移住業務の実施について

(1) 移住知識普及、送出業務

ア 移住知識普及業務

この業務は、海外移住の知識（日本人の移住の歴史、日本人移住者の海外での活躍状況等）の普及であり、こうした知識を通して日本と関係諸国の友好理解を助け、国民（特に青少年層）の国際的感覚を養う一助とするものである。この啓発業務として事業団が実施している具体的業務は、

- ① 高海協、学移連、移住友の会、研究会等への助成
- ② 「移住研究」「海外移住」等啓発誌の作成
- ③ 海外移住懸賞作文の募集
- ④ 学識経験者、高校教師、学生、生徒等の海外派遣
- ⑤ 講演会、映画会、写真等の素材提供

⑥マスコミの移住関係記事に対する取材協力

であり、こうした業務をJICAが取扱うことについてはこれが国民の国際理解を助けるものであり行政側が一般啓発として行う意義は認められる。但し、こうした点はJICA全体の"国際協力事業に関する国民の理解"を求めるPR活動の一つと位置付ける方が実務機関としてのJICAの業務としてはより承認し易いものとなる。担当は当然総務広報課となろうが、移住の専門分野に属するものでその対応を移住部門が行う必要のものもあり、窓口調整といった点は総務広報が担当しても実質的には移住部門が実施するものも多いと想像できる。この活動で注意しなければならない点は部外の専門家知識人を活用し「移住」を高次元から多面的に捕えてもらいこれを国民への啓発材料として提供してゆくべきであり事業主体であるJICA移住部門が中心となり材料作りをすることは誤りを招くことにもなりかねない。

本業務に附随して従来広報業務として実施してきた業務があるが、これは広報といえる程の積極的なものではなくいわゆる啓発業務とこの後で述べる相談業務をつなぐ性格をもつものである。即ち「海外移住をすべし」というよりは「移住という生き方もある。必要なら事業団が情報を提供し相談にも応じます。」ということを知民に周知すればすむものである。この業務については以下のよう考える。

国民の健康なエネルギーの発展が「海外移住」という新しい人生を知ることにより促されること、特に多様な人生の一つとして「海外移住」や「青年海外協力隊」や「技術専門家」としての道があることを青年層に周知することはJICA業務の範ちゅうを越えて社会的意味を持つのである。その意味では、啓発的な色彩の強いPR活動としてJICA全体の枠組みで考える必要があろう。しかし、業務に直接結びついており、業務担当部がこの

種広報業務の実施主体となる必要が認められる。移住に関する具体的業務としては、

- ①各種移住啓発資料の作成（ポスターを含む）
- ②「映画、相談会」の開催（実際的には説明会）
- ③移住関係者の会議開催
- ④講演会、展示会等の開催

が考えられる。年間7～8千名の移住相談者がJICA事務所を訪ずれ、大使館関係機関への照会を含めればこの数字は更に大きくなることは明らかで、行政サービスとしては移住部門がこの種PR及び移住相談業務を行うことは国民の了解を得られるであろう。ただ現状ではJICAは南米四ヶ国及びカナダ、オーストラリアへの移住を取扱っており相談希望者のニーズはこれをはるかに越える多様なものである。しかしこれを理由に業務対象地域を拡大することは理想であっても組織的対応はあきらめざるを得ない。新移住先国の資料収集や研究が進みそれを相談窓口で活用するという努力による他はないであろう。なおこの種活動においてJICAが海外移住の全てや海外就職のあっせんを行っているのかの如くいうのは好ましくなく明確に南米四ヶ国及びカナダ、オーストラリアに限定した広報であるべきであろう。漠然とした「海外移住」という商品を扱うのではなく、その内の「南米四ヶ国」「カナダ」「オーストラリア」という個別ブランドを扱うという姿勢を明確にすべきである（相談員個人の努力により、より中広く、かつ正確な情報を相談者に提供することは望ましいことであるが）事業団がその実施する行事や事業団国内支部の存在をテレビ、新聞、その他媒体を通じてPRすることに対し「鐘、太鼓で移住者を集める必要あるのか？」という疑問がJICA内部からも提起されていることについて考えてみたい。まず「海外移住の自由」が憲法で認められており行政も今のところこの自由を保障のし方としては一般的に

は受身のもの（パスポートの一定条件での自由な発給等）であるが移住業務実施機関を作り移住協定を締結している以上特定の国への移住についてはもう少し積極的なものとみなしても良いだろう。少くとも移住業務実施機関の存在を国民に周知しその機関の業務内容を知らしめることは当然であろう。

国民への移住の知識の普及、移住と移住実務機関の国民への周知という業務に続いて相談業務がある。この相談業務は事業団の扱う移住の対象の範囲内において従来通り実施すると同時にその提供情報の質、量の向上や相談技術の向上につとめねばならない。なお事業団の業務対象範囲外の国への移住相談も多いがこれは当面個人レベルでのみ対応することとせざるを得ないだろう。又、移住情報の提供、相談は国民への行政サービスとはいえこれが国民生活に不可欠なサービスではないだけにサービスの受手である個人の国民のもとに行政の側（即ち JICA）が出かけてゆくのではなくこのサービスを必要とする国民が JICA に電話手紙もしくは直接事務所を訪問する等により情報を得、指導を受けるべきである。

勿論効率的に JICA が出かける方がベターな場合多数 → 従来実施して来た「夜間映画と相談会」(実質的には説明会)についても予想参集者から効率的であると認め得るもののみを実施し原則的には事務所における相談を中心と考える。

の参集者が期待し得る夜間説明会、JICA の複数業務にわたる総合的説明会等行事には、一定の条件下で JICA の側が出かけてゆく方式も検討されなければならない。

イ 移住者訓練・講習業務

移住者訓練・講習として現在 JICA が実施しているものは対象者、訓練講習内容等が多岐にわたり、これを

一括して論ずることはできない。まず、現在実施中のものをその性格にもとずき分類すると次の様になる。

① 移住希望者を対象とした「農業移住長期訓練講習」(いわゆる移住研修生)、「婦人移住者講習会」(委託)「横浜→高等職業訓練校工業技術移住科講習」(資金補助)「海外移住技能者訓練講習」(雇用促進事業団との共同事業)については一応『養成訓練』として区分しておきたい

「婦人移住者講習」とは花嫁としての移住を決定したものの準備講習であると共に結婚相手の紹介を受ける意味もある。

② 移住内定者もしくは確定者を対象とした「農業移住者短期訓練講習」「技術移住者渡航前講習」「北米移住者訓練講習」(カナダトレーニングコース)「オーストラリア移住者訓練講習」(オーストラリア・トレーニングコース)「海外実習生国内研修」をここでは『渡航前訓練』と区分する。

③ 既移住者を対象とした移住先国での各種訓練講習についてはこれを『現地訓練講習』と区分する。

工業移住者を対象とした「適応研修」「補完研修」「特別研修」農業移住者を対象とした「適応研修」「補完(独立前)研修」「特別(子弟)研修」「農業移住者研修」

④ 移住者子弟や日語教師等を本邦に招き訓練講習を実施する「移住者子弟研修」「現地育成医師研修」「現地日語教師本邦研修」についてはこうした研修員を通しての技術移転であり、移住業務を円滑かつ効果的に展開する人材の育成であることからこれを『カウンターパート研修』と区分する。

以上の区分のうち渡航前移住者を対象とした①②のみがこの項のテーマであり③④については移住者援助業務の項で述べるべきであるが従来の考え方もあり、ここでは一括して議論することとした。

(ア) 養成訓練について

海外移住に関する最終的な入国許可決定権は相手国にあり、この種訓練は受けることが移住許可のためでもなく、また、それにより移住審査にプラスするもの

| | |
|--|--|
| <p>ではない。その意味ではこの養成訓練を終わろうとすることは各種学校のようなものであり知識や判断の材料または、若干の技術を得ることはできても移住許可に直接結びつくものではない。以上の考え方にたてば、日本の政府機関がこうした移住者育成的な事業を実施することはその不確定さからいっても更に長期間なものについては受講生の犠牲の大きいことから好ましいことではない。また、日本の国が移住者を養成し送出することについては政策目標としてもその必然性はないといえる。</p> | <p>→ 移住を希望する者はその時点で有する資格をもって移住審査を受けべきであり、資格条件を満たす条件は個人の責任においてなされるべきであろう。</p> |
| <p>なお、国民の中にこうした移住に関する知識や現地の情報を総合的に得たいという要望のある場合には一般的に「移住に関する知識の普及啓発」として考えるべきで「海外移住講座」「国際協力セミナー」といった形態で実施できよう。この実施方法は事業団が直接行うのではなく、関係機関への委託もしくは実施団体への補助とするのが望ましいと考える。</p> | <p>→ 「日本海外協会」「高海協」「移住友の会」「学移連」「都道府県」との協力関係において考えてはどうか。</p> |
| <p>(イ) 渡航前訓練について</p> <p>移住決定者に対するオリエンテーションを実施することは現地到着後の定着をスムーズにするために望ましく、また、受講者間での評価も高い、特に中南米向け移住者にとってはポルトガル語、スペイン語という特殊語の初歩を学ぶことは有益である。</p> <p>海外移住が個人の発意によるものとはいえ、不安の多い移住直前の国民に対し、情報や生活の知恵を与え、またレベルに応じた当面の相手国言語訓練を行うこと</p> | <p>→ ポ語、西語を学べる機関は少く、又授業料も高い。</p> |

の意義は行政機関として大である。今後もその内容充実に努め移住者援助の中心的事業として認識してゆく必要がある。

→「希望者は受講しなさい」と言った位置付けでなく事業団が適格通知書を発給した移住者はそれ相当の知識を身に付け現地定着もスムーズであるべきとの考え方に立ち事業団の重要な業務として予算、人員の措置をなすべきである。(経費の全額事業団負担等、ただし受講を強制することは好ましくない)

(ウ) 現地訓練講習について

移住者の訓練講習というよりは「移住者の事業、職業その他生活一般についての相談及び指導」「移住者の定着のために必要な援助(医療、教育、生活改善)」と位置付け現在の各種、講習会、研修会を整理し体系的に実施すべきである。

(エ) カウンターパート

移住者訓練講習とは少し趣きを異にするが先にも述べた通り技術移転効果や移住業務の円滑かつ効果的展開に必要な人材育成といった面から捉えられ移住業務のみならず JICA の実施する技術協力業務としても評価し得るものである。現在までに実施したこの種研修の効果測定を実施し効果的研修制度として拡充してゆくべきである。

ウ 移住者送出業務

移住者送出にかかわる業務を実情に照し、以下の様に区分し、そのあり方について検討を加えることとしたい。

- (1)書類作成・手続指導
- (2)移住者適格通知書発給
- (3)渡航前センター入所
- (4)支度費、集結旅費支給

(5) 渡航費支給

(6) 計画便の設定、移住者引卒

(1) 書類作成、手続指導

パスポート、ヴィザ取得のための申請書をはじめ移住手続にかかわる書類作成はかなり煩雑なものであり、また外国語で作成しなければならないものも多い。カナダ、オーストラリア向け移住者の場合はすべて移住者個人の責任と負担において作成しているが南米向移住者の場合事業団職員がその作成に携わるケースも多い。しかし、組織の整理や人員の削減からも事業団の職員が直接関わるのが好ましいことかどうか見直す必要がある。常識的にはカナダ、オーストラリアと同様個人の責任と負担においてなされるべきであろう。関係公益法人への委譲、旅行代理業者にやらせる等、方策が考えられる。

(2) 移住者適格通知書発給

本書類の発給は法律に明記されているにもかかわらずその発給根拠が不確かであり整理すべきである。この通知書発給を受けた者を「事業団扱い移住者」と認定し、これを事業団の援助を与えてゆくことを考えれば、それは当然のことである。本適格通知書は当然のことながら移住先国官憲の入国許可を基本として発給されており、日本側の移住者としての適格性を保証するものではない。その意味では「渡航証明」もしくは「渡航確認書」と考えられるものである。

現在までのところ本適格通知書では無印B、C、Dの区分があるが実際的には無印（渡航費支給と自費渡航の別あり）およびカナダ、オーストラリア向のDが

→旅行代理業者翻訳業者の利用

→航空券の購入とからみ旅行代理業者が行う様にすることも可能であろう。また移住者個人の負担で公益法人や翻訳業者がこれを行うことも不可能ではない。

→①ともに発給の根拠に問題がある。

| | |
|--|--|
| <p>使用されているにすぎない。現時点で再整理し渡航費支給とも関連し、これを一本化するべきである（渡航費支給と自費の別は必要）</p> | <p>→支給規定は別途検討のこと。</p> |
| <p>(3) 渡航前センター入所</p> <p>出発直前の各種手続や指導を目的としているが外貨交換その他国内支部の指導で個人ですませられるものも多く、あえて空港から遠い移住センターに入所する必要はない。何らかの理由で出発日よりかなり早く集結する者は別にして通常出発の2日前に成田近くのホテルに集結するのが望ましい。事業団は計画便塔乗最後の指導及び壮行会のみをここで行うこととする。なお本件と関連し現地到着直後の宿泊施設の提供については移住者の形態移住先に応じて便宜を事業団が与える必要がある。</p> | <p>→統一規準による。</p> |
| <p>(4) 支給費、集結旅費支給</p> <p>支給額が現時点では低額すぎる。また「個人の責任による海外移住」といった考え方の中には、経済的責任も含まれるべきである等の考え方からこれらは廃止すべきである。</p> | <p>→支度金……大人（12才以上）7000円、子供（3才以上12才未満）3,500円、幼児1,750円、 集結旅費……経済運賃の1/2</p> <p>→予算は渡航費補助にかわるものに組込む。</p> |
| <p>(5) 渡航費支給</p> <p>移住業務にとっては非常に重要な課題であり、慎重に検討すべきであるが基本的には「海外移住を希望するものの渡航を便ならしめるための施策」と考え、また従前の「渡航費支給基準」という「移住者援護業務の一環として」この種援助を続けることについては反対するものではないが、あり方については以下の通り改善する。</p> | |
| <p>①この種援助の範囲については移住協定国向移住者に</p> | <p>→移住協定国向 200,000円</p> |

| | |
|--|--|
| <p>限らず「事業団抜移住者」全般にまで拡大する。</p> <p>②渡航費補助の基本を移住者の経済的負担におくことは現状にそぐわない。即ち従前の"徒手空拳"の移住形態が成立せず大家族による移住が少なくなった点からすればこの程度の補助により移住に係る経済負担の軽減うんぬんすることはいかがと考える。しかし、海外移住者が国際交流や技術協力の要因となる点から「移住者奨励金(奨励金)」的なものを別途設けるべきである。この奨励金算定にあたっては、移住協定国向及びその他の2区分とすることは考えられる。(所得制限は考えない)</p> <p>③移住者の範囲は広い意味での永住者に限る(永住名目の短期滞在者を除く、事業団抜移住者の認定を重視すること。)</p> <p>(6) 計画便設定 移住者引卒</p> <p>グループ渡航による航空賃の低減等も配慮し、業者等を通じて計画便を設定することは望ましい。ただこの便への塔乗は移住者夫々の自由意志とする。また、カナダ、オーストラリア移住者についてもこうしたグループ移住の可能性を検討すべきであろう。なお、移住者引卒員を事業団が準備することはしないが計画便を設定する業者がサービスとしてこれを行うことは望ましい。計画便による移住者についてはこれ以外に事業団職員の現地空港出迎えの便宜を考えるべきであろう</p> <p>(2) 移住者援助業務</p> <p>従来、移住先国において事業団が実施して来た各種業務は、生活環境整備、移住者の営農向上、融資を三本柱とした移住者援助の業務であったことに異論はないだろう。融資の業務は、これが独自に存在するのでなく主として移住</p> | <p>(18才以下 100,000 円)</p> <p>その他 100,000 円</p> <p>(12才以下 50,000 円)</p> <p>入植地事業も本来的には移住者援</p> |
|--|--|

者の営農向上のための一助として存在していたためここでは単独で議論することを避けたい。

さて、生活環境整備、移住者の営農向上にかかわる業務の考え方であるが従来のように医療、教育又は営農といった風に分野別で考えるよりも援助の形態といった形で考えることが今後のこの種業務を考える上で好ましいと考えた。

こうした考え方によって以下の通り業務を区分し、夫々に
について検討を加えてみた。

なお、移住者が居るから援助業務があるといった考え方は捨て、今後移住する者に対する援助はこうするのだとの姿勢を打ち出す必要が痛感される。とはいえ、過去の経緯から既存の集団入植地（特に直営のもの）には必ずしも新しい考え方で対応出来ないものもあるため、これについては別に「既存集団入植地整備業務」として整理することとした。

ア 日系社会人材育成業務

海外の日系社会を健全なものに育て日系人の中から優秀な人材が出ることは、技術移転といった面での相手国への寄与や日本とその国との民間レベルでの友好、相互理解の促進ということで日本及び相手国にとって有益で

助業務ともみられるが、ここでは一応議論しないこととした。又、従来の考え方での入植地取得・分譲は将来行なわず、地域開発援助プロジェクトに含め考えることとした。

必ずしも援助形態による区分とはいいかねるが次の四区分を考えてみた。

- ① 日系社会人材育成業務
- ② 生活困窮者対策業務
- ③ 地域開発援助業務
- ④ 既存集団入植地整備業務

→ 移住先国と日本の言語、文化を担

あることは過去の経験からも確かなことである。又、このことはその国の日系人のステータスを高め相手国々民との良好な関係が保たれることにより生活基盤も安定する等日系人自身にとっても意義あるところである。勿論以上のことはひとり移住業務の範囲で考えるよりも、広く日系人全体の問題として捉え、日本の国の文化政策の一環として展開されるべきかも知れない。しかし、事業団が移住という形で海外に出る人々を業務の対象としている以上、その移住者を通して前述の如き日系社会、人材の育成に援助することにより相手国に対し種々の寄与をなすことは、移住業務全体の趣旨にもそうところであろう。ここでは、教育、移住者訓練、日系団体育成を本業務の柱と考え、以下に夫々についての見解を示すこととした。同時に既存の業務についてもこの考え方に基づき検討、整理することとし、今後の取扱いに関し意見を記した。

(ア) 教育

人材の育成ということは、どの国、いかなる社会にとっても重要なことであることは間違いない。しかも、今後の人材としては国際感覚を身につけ二つ以上の言葉、二つ以上の文化を理解出来る。いわゆる“国際人”の育成は大いに望まれるところである。この点について、日本の現状をみるとその強大な経済力をバックに国際社会での地位は向上しているにもかかわらずいわゆる“国際人”が生まれにくい状況にある。この原因の一つとして、日本の社会が単一民族による単一文化、単一言語社会であることも挙げられよう。このことは国際人の一つの資格である bi-lingual, bi-cultural

う bi-lingual, bi-cultural な人材—それは「国際人」というのかも知れないが—が生れることの意味は大きい。

ral な人間が生れがたいということでもあろう。日本が国際社会のリーダーの一人となるためには日本を一つの柱とした二言語、二文化性を保持した人材の出現が望まれることはいうまでもない。

移住者の教育について考えてみると開発途上国への移住者にとって教育の機会や教育施設、教育水準等の面で日本よりも劣悪な環境にある場合が多い。従来、事業団は同じ日本人であるのにこのように恵まれない環境にある移住者に対して援助すべきとの姿勢でいわゆる教育援助施策を行って来た。しかし、眼を先に述べた「国際人の養成」という点に移すと移住者の多くは環境的に二言語、二文化性のただ中に生活しており、適当な施策が与えられれば日本の言語、文化を一方の柱とした bi-lingual、bi-cultural な人材として育つ可能性を持っている。こうした観点から移住者への教育援助を考えてみるのも今後の課題である。

ただ現地教育については相手の主権にかかわることであり、その制度や教育内容をうんぬん出来ないで日本側の援助も限定されることは当然で、日本人移住者の多い開発途上地域への教育施設、(校舎、教員宿舎)

教育設備建設援助、教材、図書の供与を相手国の意向→体育館、プール等も含めた総合的教育施設や視聴覚教材等の充実も考えてゆくべきであろう。

を受けて行うこととし今後も充実してゆくべきであろう。

日本語教育についての考え方も両親とのコミュニケー→アメリカやカナダの二・三世の中
ーションのためであるとか、日本人だから日本語が必要というのではなく移住者子弟はその環境から二言語、二文化性を備えた人材として育つ可能性を持っているのだからそのチャンスをより大きなものにする施策と位置付けるべきである。ただ考えるべきはここでいう日本語教育はただ「日本人のための日本語教育」でも

から国際舞台で活躍する人材が出ている。彼等のバックボーンとして日本文化が重要な位置を占めているといえる。

なければ一部言われているように「外国人のための日本語教育」でもなく『日系人のための日本語教育』として日本文化をも含めた総合的体系を早期に確立してゆく必要がある。

(イ) 技術研修

言葉と文化性だけで人材の育成が論じられるわけではなく、日系人であれば日本の高度な工業技術等を修得することにより、よりそのアイデンティティを明確にすることとなろうし、技術移転等の面からも望ましいことである。こうしたことから人材育成業務の大きな柱として移住者（主として子弟）の技術研修や、専門教育の助成についても今後業務の充実をはかるべきである。

前項 2. 移住広報、送出業務(2)移住者訓練講習業務で述べた、“現地訓練講習” “カウンターパート研修” は本業務の範囲で考えるのが望ましい。

(ウ) 日系団体育成

人材育成業務とはいっても海外における日系人を対象としている限りその施策には限度もあるし、又、日本側の意向だけで進められるものではない。可能ならば各地の日系社会、即ち各種日系団体が自からのアイデンティティを認識し、独自の努力により日系人の立場に立った健全な日系社会づくり、又、日系社会内の人材育成に乗り出すのが望ましい。事業団としてはこうした点を配慮し、ア、イの業務に平行して現地日系団体への援助一特に団体の運営を担う人材の育成一

→各地日本人会（集団入植地における自治体を含む）援談協会、文化協会、農拓協、移住者協会等。農協については既存集団入植地および今後実施する地域開発援助事業の生産基盤の整備の面で別途考えてゆきたい。

| | |
|--|--|
| <p>を拡充してゆくべきである。</p> <p>なお、この日系団体の育成は移住者受入団体を育てるということにもつながる。即ち、将来は移住者受入</p> <p>については J I C A は補助的に働くこととし、日系団体、現地企業が中心となって進めるべきである。ブラジルについてはすでにこの方向に進まざるを得ない状況にある。</p> <p>(エ) 既存業務の取扱い</p> <p>(ア) 医師看護婦の育成：移住者のみならず移住先国にとってもこの種人材の養成は急務であり今後も本事業の内容充実に努めるべきである。</p> <p>(イ) 日語教育関係：J I C A 業務として位置付けることに疑問も出されているが移住者が日本文化を担った国際人として育つことは移住業務から期待し得る大きな波及効果でありその意味から充実すべき事業である。具体的には現地語の問題や行動範囲の問題から効果の少ない日語指導教師の派遣は廃止し現地の日語教師育成に力を注ぐべきである。片手間的教師を廃し、質の高い専門教師を育成、又、日語教師として専従し得る様補助することも考えるべきである。同時に小学校低学年には情操的教育、高学年には第 2 言語としての日本語といったように内容と事業目的を検討し、日系人のための日語教育体系を確立してゆかなければならない。</p> <p>(ウ) 現地教育関係：後述する奥地入植地整備業務と地域開発援護業務として趣きを別にするが一応都市近辺ではない開発地域における教育施設（教材備品を含む）整備は中等教育レベルまでを対象として考えるべきである。スクールバス、学生寮の補助は年次計画を作成</p> | <p>→人材の本邦研修（カウンターパート研修とも考え得る）や教育資金補助等。</p> <p>→移住者受入団体となり得るものに対しては運営経費の一部補助も考えられる。</p> |
|--|--|

し、既存移住地を対象としたものを早期に終了せしめるべきである。現地教師への謝金は教員の質の向上定着を促すために必要と考えるが長期的施策としては疑問である。教員宿舎の完備等生活環境の整備によりこれにかえるべきである。

(エ)育英助成（奨学金）：貸付に移行するが長期的には基金を設け現地日系団体に運用させることとし、事業団業務からはすすべきである。

(オ)青年教育、社会教育：営農普及、生活改善等必要な講習会、研修会等のみに限り一般的教育対策としてはこれを廃止すべきである。

(カ)営農普及：技術指導、営農相談業務であると同時に後継者育成の面もありその意味から人材育成と考えられる。「移住地子弟先進地研修」「研究グループ育成」「農村青年研修会（各試験場において実施名称は各々異なる）」等はこの人材育成の面かからも効果は期待され内容充実に努めるべきである。

イ 生活困窮者対策業務

移住者は移住することにより、より良い生活を求め幸せを求めている。我々もそのことを切に希望しているわけであるが、いかなる条件においても、移住した後に移住者自身の責に帰さない、又本人の資質の問題に

→家族の傷病、移住者本人や家族の性格天災等による被害 etc.

より不幸な結果が出ることがある。現地生活に適應出来なかつたり、経済的破綻をきたす場合があるものである。

こうした場合の移住者の保護もしくは援護は「邦人保護」の原則のもとに領事業務として処理されるべきかも知れない。しかし、事業団が適格通知書を発給した移住者についてはそうした移住者を単に領事業務に委ねるのでは

→「国援法」による帰国も含め。

なく更生再起のための別途施策を考える必要もあろう。従来、移住者援護業務といわれてきた業務はここでいう

→事業団扱移住者の一つの性格付と考える。

本来的な「援護」業務というよりは一般的「援助」施策とみなし得る。しかし、今後はこの種生活困窮者のための援護業務を何らかの形で考えてゆくべきであろう。(特に、事業団扱移住者について)ただ、こうした援護は単発的なものもあれば長い期間継続することが必要なものもある。事業団が扱うものはやはり単発的施策であり、又更生、再起という前向きのものにならざるを得ない。それ以外のものについてはやはり移住先国政府や領事業務現地日系社会内の福祉団体(援協や日本人会等)に委ねるべきであろう。

→この面からも「日系団体育成」は考えねばならない。

なお、こうした事業団の援護施策は原則として移住後5年間の移住初期に限るべきであろう。

→昭和55年度より実施の渡航後2年目、5年目移住者と対象とする移住者動態基礎調査の結果との連動で考える。

具体的施策としては次のようなものが考えられる。

①従来からの「生活更生資金貸付」

→本貸付は性格上出資金融ベースにのらない面もあり、別途交付金による制度を検討することも考えるべきであろう。

②職業訓練のための経費補助(①活用も含め)

③手工芸技能指導者の派遣(内職や転職技能として)

④生活相談指導員の派遣(移住者と事業団の橋渡し役として活動すると同時に生活困窮移住者の進路決定等の相談役として)

→emansipation 後入植地に長期的に派遣するもの及び巡回指導として短期のもの(③とかねる場合もある)の二方式で考える。

ウ 地域開発援助業務

事業団の行って来た移住先国における移住者援助は、移住者個人個人への直接援助もあったが融資を除いて考えればその大半はいわゆる日本人移住者が多く入植している集団入植地その中でも事業団が土地を購入しそれを

直接移住者に分譲してきた「直営入植地」を中心として行なわれて来た。この方式は、移住者個人への援助という視点で行なわれたにしてもこれら移住地が奥地に存在したこともあり、この移住者援助が地域開発事業としての局面を持っていたこととなる。この奥地開発が近隣地域及びその現地住民に与えた影響は多大なものであり、現在までのところこの影響は好感を持って受入られている。こうした現実を重視し又 JICA の移住以外の業務との関連から農業移住を中心とした集団入植地の取得、分譲及びその後の援助という業務を移住者を中心に発想する従来のものから地域開発援助業務が先行しこれに日本人移住者の入植（日本からの直来及び現地入植の双方が続くという形で考えることも可能ではないか。

この考え方にたった場合、従来のように夫々の入植地設定がバラバラに行なわれるのではなく一つ一つの計画が入植事業を含む地域開発プロジェクトとして計画されるべきであろう。このプロジェクトは5ヶ年程度の年次計画として考え（これに先行して予備調査、入植地適地調査等を実施する）、一定の社会生産基盤を整備することにより終了するものとすべきであろう。即ち、従来のごとく継続する援助は行なわないこととすべきだろう。入植する移住者に対しては、その地域開発プロジェクトに含まれる援助の全貌が示されることとなり、それ以上の援助は原則的には行なわれないことを了解せしめることとなる。融資についてもプロジェクトに附随する基本パターンの融資を基本とし、それ以外は移住先国の各種融資を利用せしめることとし事業団は融資事情やその条件等の情報提供、現地金融機関への紹介にとどめることとする。なお、このプロジェクト方式を導入した場合の問題点を列挙してみると次の通りである。

標準営農設計を作成し、この営農が軌道に乗るまでの期間（5年程度）についてのみ個人融資を考える。なお、この移住初期の段階を越えた場合は、農産加工施設等生産基盤整備にかかわる融資を当該地区移住者団体に対し行うこととする。

| | |
|--|---|
| <p>①移住業務という観点に捉われる限り開発プロジェクトの実施は日本側にとり先行投資の形となり、従来の実績もしくは移住者の必要性を迫る形で行って来たやり方とは大きな違いとなり監督官庁や財政当局の了解が得られるかどうか。</p> | <p>→現地人も含めての入植についても了解されるかどうか問題。</p> |
| <p>②日本側は地域開発援助というが、相手国との協議を現在の移住協定の範囲として処理可能かどうか。</p> | <p>→この種プロジェクトは現実的には協定国以外では考えられない。従来の入植地設定も相手国官憲との協議とみなし得る。</p> |
| <p>③時代の流れにともなうプロジェクト間のレベル格差をどう考えるか。(現在立案されるプロジェクトと10年後のプロジェクトには必ず内容の格差が生まれることとなり、夫々の入植者間に不公平感を抱かせることとならないか。)</p> | <p>→追加施策を認め得るかどうかということになろう。ただ追加援助を認めれば現状と同様限りなく援助施策を続けてゆくこととなる。</p> |
| <p>④現在の予算規模においてかなり短い期間に内容のあるプロジェクトを実施すれば従来実施して来た他の施策は予算的に実施不可となる。</p> | <p>→本項の最後に述べる「既存集団入植地整備業務」と別枠で予算を考えることが必要。</p> |
| <p>プロジェクトの中味をどの程度にするかは別途専門的検討を要するが、個人の資金負担は現状において2000万～3000万円(事業団融資も含め)の範囲内にしない限り移住者がこのプロジェクトに参加することはかなり困難であろう。</p> | <p>→一般サラリーマン住宅取得のために負担可能な額と同等の金額が妥当ではないか。</p> |
| <p>雇用農も含め農業移住者の送迎とこのプロジェクトとの関係であるが多少の問題はあるにしてもこの地域開発援助業務として実施する入植地区を従来の入植地と同様の営農、独立用地と考えることとする。(事業団丸がかえりな援助施策は今後移住者にも期待しないよう指導してゆく。)</p> | <p>→雇用農については原則的には引受農家の援助を受けて雇用農移住者の責任で独立を課すこととすべきで事業団はそこまで責任を負えないことを明確にすべき。ただ独立団地の紹介あっせんは行うこととしこの一環としてプロジェクト用</p> |

地も候補地として紹介する。

本業務による入植地域の設定および開発援助プロジェクトの実施までのプロセスを一応の目安として示すと次のように、

- ①プロジェクト、ファインディング調査（移住希望者のニーズとも関連させ）
- ②有力候補地の選定
- ③入植地適地調査（有力候補地域について）
- ④プロジェクト実施地区の選定
- ⑤実施協議チームの派遣（相手国、自治体、関係機関等と入植を含む地域開発プロジェクトの実施について協議し合意を得る。）
- ⑥プロジェクト設計チームの派遣（入植地に必要な援助内容やそれに必要な経費等を策定する。）
- ⑦予算化
- ⑧年次計画によるプロジェクト開始
- ⑨移住者入植

エ 既存集団入植地整備業務

今後、従来方式による集団入植地の購入分譲は行なわず、農業を中心とした集団的移住については本項2)で述べた地域開発援助業務の枠内で実施することとなる。しかし、既存の集団入植地（特に奥地大型）に対する諸施策は過去の経緯も踏え当分の間現状通り実施せざるを得ない。この種業務を「既存集団入植地整備業務」と区分し、先の地域開発援助事業にいう各プロジェクトの内容等と照して入植地整備を進めることとする。すでにかかなりの援助が行なわれており、近い将来、事業団援助の必要がなくなる移住地もあり今後まだまだ援助を必要としている移住地もある。これら移住地毎の長期的援助施策の計画を作り予算化にもつとめるべきである。なお、各移住地入植者にも今後の援助内容を示し、その後については入植者自身の力により生活や生産の向上に励むべき

自覚を促すようにすべきであろう。

散在移住者も含め単発的に必要となる施設の建設等については、(2)地域開発援助事業で述べたプロジェクトファイナディング調査の結果を踏まえ、その都度予算化すべきである。すでに実施されている業務及びそれに関する今後の考え方は以下の通りである。

- ①診療所の設置、運営：これは先の地域開発援助事業とも関連するが、各地域に総合的医療施設を設けるといいうのではなく従来通りの急救医療機関としての診療所（既存分のみ）として維持するのが望ましい。近傍都市にJICA医療協力事業として総合医療機関を設置することとなれば好ましい。
- ②公共施設等整備：移住者の各種活動の場となる公民館等公共施設は必要と認められる以下のものに限り事業団がその建設を補助する。
- ③道路電化対策：道路については幹線主要支線の仮舗装までは事業団が補助し維持管理は順次受益者団体に移す。電化については必要な移住地について今後補助することとする。
- ④教育対策：学生寮スクールバスについては早急に年次計画を作成、早期に建設貸与しその後は本援助を打ち切る。（その他人材育成事業の項参照）
- ⑤農協等日系団体育成：この種団体の一本だちのための援助目標を定め、これを早期に実施する。ただらと小さな援助を続けることはただちに廃すべきである。なお、自治体についてはこれを各地の「日本人会」と位置付けこれへの援助は、人材育成的なものに限るべきである。また、営農指導、情報センター等の情報提供業務は現地農協に委ねるべきで、人材育成を中心に農協への援助を考えるべきである。
- ⑥営農改善特別対策：既存移住地も含め地域農業開発計画をして各地域毎の計画作成及びその実施（技術協力

を主として)を検討することとする。

⑦試験場の維持運営：試験場が現存する移住地の移住者にとっては営農普及の面やその他車輛農機具等の利用の面で大いに役立っている。しかし試験場の本来業務である各種試験の効果面で考えると現在の事業団直営方式には多くの問題点がある。たとえば農業専門職員の養成確保が困難でありその任期も短いこと等である。試験場の維持運営の面ではJICAが人と金を負担するのが当分の間最善であると考え、将来的には(そう遠くない時期)現地政府の手に委ねJICAは技術協力の面でタッチする方向を考えるべきであろう。なお、試験研究機関のあり方としては一地域を対象に考えるよりも一国の総合的システムの中で位置付けることが必要なことはいうまでもなく、この面でもJICA直営方式には問題が残る。

⑧融資：事業団の移住融資は本来移住初期の定着安定への援助施策であるべきである。しかし、現実には諸々の条件がととのわず移住後20数年を経た移住者にも貸付を続けているが、今後は移住先国の制度融資を利用出来るよう指導し、順次事業団融資を打切ってゆくべきである。一方、団体融資については地域農産業の振興という面から適宜実施すべきである。ただ、融資限度額については現状にそぐわないので適当な額に改めるべきである。

⑨その他：生活改善指導業務は早急に廃止する。治安対策についても一定の水準に達した時点で廃止し、ただらと継続することは好ましくない。定期巡回診療、特約医制度は散在移住者を対象としたものであるが、前者は当分の間継続すると共に、日本からの医師の参加も含め風土病等の調査、対策も考えるべきであろう。

なお、散在移住者や技術移住者への援助施策については、老人問題等日系社会の必要とするものにつき、

→開発途上国であるという条件を考えればこうした総合試験研究システムは存在しないが。

毎年「移住対策確認調査チーム」を派遣し、その報告に基づきその都度プロジェクトチームを組み対処すべきである。この調査チームは、前述の集団入植地に対してもその内容や必要度（実施順位を含む）についても確認を行ない、業務実施に反映させてゆくこととする。

「移住業務を考える会」討議経過

| 回数 | 月 日 | 内 容 |
|----|-----------|-------------------|
| 1 | 4 月 8 日 | 会の目的、討議方法 |
| 2 | 11 日 | 調査開発業務、広報業務の考え方 |
| 3 | 14 日 | 在外援護業務の位置付け |
| 4 | 18 日 | 移住業務の新しい考え方 |
| 5 | 22 日 | ブラジル移住と伯法人後の対策 |
| 6 | 5 月 20 日 | レポートのまとめ、会の継続について |
| 7 | 6 月 10 日 | 伯法人問題の現況と今後の対策 |
| 8 | 17 日 | ” |
| 9 | 24 日 | 海外事務所業務について |
| 10 | 7 月 1 日 | CORFOの現況と今後の対策 |
| 11 | 16 日 | ” |
| 12 | 22 日 | 移住業務組織の問題点について |
| 13 | 8 月 5 日 | ” |
| 14 | 12 日 | ” |
| 15 | 19 日 | 融資・出資業務について |
| 16 | 10 月 21 日 | 討議内容の整理と今後の討議の進め方 |
| 17 | 28 日 | 移住者援護と国際協力 |
| 18 | 11 月 11 日 | 移住広報のあり方 |
| 19 | 18 日 | ” |
| 20 | 25 日 | 移住者送出業務のあり方 |
| 21 | 12 月 2 日 | 移住広報のあり方まとめ |
| 22 | 9 日 | 移住者送出業務のあり方まとめ |
| 23 | 1 月 6 日 | 計画移住と自由移住について |
| 24 | 13 日 | 訓練講習業務の基本的考え方 |
| 25 | 20 日 | 援護業務の限界について |
| 26 | 2 月 10 日 | 訓練講習業務の考え方まとめ |
| 27 | 24 日 | 海外事業部に属する業務の考え方 |
| 28 | 3 月 3 日 | 入植地業務について |
| 29 | 11 日 | 移住者援助業務について |
| 30 | 17 日 | 最終レポートとりまとめ |
| 31 | 24 日 | ” |

(メンバー氏名)

戸水 康二、富田 実 (第15回まで参加)、佐々木 豊、石橋 隆介、福田 省三、西牧 隆壮、小松 電玄、大野 重紀、今津 武、

「移住業務を考える会」メンバー一覧

| 氏名 | 現所属部課 (56.3) | 備考 |
|-------|------------------|--------------------------|
| 戸水 康二 | 移住海外事業部 投融資課 | |
| 富田 実 | 無償協力・調達部 無償資金協力課 | 元・生活環境課 10月21日以降配転により不参加 |
| 佐々木 豊 | 移住海外事業部 生活環境課 | 元・農業移住課 |
| 石橋 隆介 | 同 農牧課 | |
| 福田 省三 | 移住国内事業部 移住広報課 | |
| 大野 重紀 | 同 工業移住課 | |
| 西牧 隆壮 | 移住計画調査部 移住計画課 | |
| 小松 電玄 | 同 伯法人対策室 | |
| 今津 武 | 同 調査開発課 | 事務局担当 |

JICA